

平成29年度第2回鳥取県規制改革会議

日時 平成29年8月23日(水) 10:00~11:40
場所 県庁議会棟3階(第15会議室)
中部総合事務所1号館B棟2階(災害対策室)
西部総合事務所新館A棟2階(災害対策室)

1 開会

2 あいさつ

○井上総務部長

- ・本日は第1回の会議以降に県民からの提案があったもの及び第1回会議の際に委員より提案があったものについて報告させていただく。規制は理由があって作られているものであり、職員も県民も当たり前のものと捉えているが、このような形でより合理的な規制へと見直し、手間が減った、楽になったということが積み重なっていくことで、また今後様々な提案が増えてくるのではないかと考えている。地道な取組ではあるが、御審議をお願いしたい。
- ・また前回も説明させていただいたが、補助金や許認可の手続きに要する時間について、全庁で30%の削減を目標に取り組んでいる。これは県民や事業者の皆様の手続きの負担軽減でもあり、また審査する職員の手間も省けるということで、官民それぞれの働き方改革に繋がるという観点で実施している。今回の中間取りまとめでは若干目標に未達のところもあるが、状況を報告させていただき、今後の取組について御提案、御提言をいただければと思っている。
- ・今回はテレビ会議という形で開催しているが、これも一つの負担軽減の取組。長丁場の議論になるが、委員の皆様にはよろしくをお願いしたい。

3 協議事項

I 第1回鳥取県規制改革会議で委員から出された提案・意見に係る対応方針案について

[1] 道路占用許可に係る葬儀場の看板の一括の許可の内容

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○石賀委員

- ・看板の一括許可については、毎回占用申請を受けて許可をするという事務の煩雑さがかなり解消される取組であり、大賛成。ただ心配される点について、先回意見を出させていただいたところ。
- ・仮に県民の方が実際に来られて、看板を設置したいという相談があった際、この回答内容で本当に納得されるのかと思う。今後の運用でいろいろと見直しがされると思うが。
⇒申請者が、どうしても既存の看板がある場所と全く同じ場所でなければいけないという事情があれば、今後の運用の中で対応することになると思われる。基本的には既存の看板の隣に設置する等により、調整を図りたいと考えている。(道路企画課)

○細井座長

- ・「本来自由であるべき行為を公益上の必要から一旦禁止し、一定の要件を満たす場合にその解除をするものではない」というのはどのような意味か。
⇒そもそも道路は公共の交通に供するもの。皆さんが物を置くことができる状態であることを禁じているのではなく、本来物を置いてはいけない場所であるという趣旨で記載した。(道路企画課)

[2] 道路占用許可に係る許可済証(ステッカー)の採用

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○神戸委員

- ・逆に手間になるのであれば、現状維持でよいのではないかと思います。

[3] 道路占用料の減免対象となるイベントを継続的に実施する場合の市町村推薦状の取扱い

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○八木委員

- ・前向きな見直しに感謝する。このようなイベントは地域貢献として取り組んでおり、手続きの煩雑さが省かれるのはよいと思う。事務手続きの徹底を図っていただき、スムーズにイベントが開催されるようお願いしたい。
⇒参考までに同様の案件は年間80件程度あり、確認が簡素化されれば県庁内部の事務も大きく軽減される。確認方法はまた改めて周知させていただくことになると思う。(業務効率推進課)

[4] 収入証紙によらない納付方法

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○神戸委員

- ・鳥取県の対応が非常に早いことについて、驚きと感謝を申し上げたい。これで納得している。

○森本委員

- ・高校入試の際の受験料であるが、学校が直接保護者からお金を集め、高校の受検票と一緒に払いに行くということか。
⇒それも可能である。(業務効率推進課)

○森本委員

- ・クレジットカードによる電子収納について、金融機関ではペイジー (Pay-easy) 収納を行っているため、そちらも検討いただけると有り難いと思う。とっとり電子申請サービスというもので申請をして、その後電子納付ができる仕組みになるのか。
⇒とっとり電子申請サービスとは、手続を行う電子申請システムの鳥取県版の総称であり、その中でクレジットカード納付ができる仕組みを持っているということである。ペイジーに対応することも機能としては可能である。(情報政策課)

○井上総務部長

- ・学校の受験料について、利便性の観点からいえば現金が良いということはあるが、教員が歳計外現金を扱う負担や管理上の課題などもある。そのような点からも、今はクレジットカードやペイジー等の様々な収納の仕組みができており、改めて検討する必要があると考えている。

○細井座長

- ・これによって収入証紙の入手に困る心配は一切なくなると解釈してよいか。高校受験だけではなく、その他の案件もカバーされるのか。
⇒申請窓口があるところには同じ敷地内に収入証紙を買える場所が必ずあるか、無い場合には現金の支払いが可能という形にしている。さらに利便性を高めるため、部長からも説明のあったとおり、電子収納の方法も考えているということである。(業務効率推進課)

[4] 農家民宿等の営業に係る自動火災報知設備の規制緩和

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○八木委員

- ・小学校では農家の家に泊まる宿泊研修等を行っているが、これもこの規制の対象になるのか。営業許可があった上で学校が指定したところに泊まっているのか、学校だから規制の対象外なのかよく分からないが。もし関係があるのであれば、こういう制度をどんどんPRしていただきたいと思う。
⇒大前提として、この事業は鳥取県ならではの体験メニューを提供する等、特色ある取組を行う事業者に対して補助を行うという趣旨である。(業務効率推進課)
⇒教育旅行や林間学校のような形で宿泊を受け入れる場合、旅館業法の適用除外となる。佐治や関金等では一部旅館業法の許可をとっているお宅もあるが、とらなくても合法的に実施することができる。この補助事業は、旅館業法の対象となるものに加え、それ以外のパターンのもも含めて対象としている。(観光戦略課)

○藤井委員

- ・民泊というのは、火災報知器以外にも、例えば食事やセキュリティといったことについて何か基準があるのか。
⇒住宅宿泊事業法が国会で成立し、1月から運用が開始される予定であるが、それまでの間は旅館業法の許可を取らなければならないということになっている。新法の住宅宿泊事業法が施行された後は、それに従うということになる。旅館業法では、人数に応じた面積や帳場を設けるといった規制がある。(くらしの安心推進課)
⇒食事の提供に当たっては、食品衛生法による飲食店営業の許可が必要である。(業務効率推進課)

○藤井委員

- ・宿泊というトータルな形で考える必要があるのでは。民宿であるから、なるべくシンプルに。制度的に衛生面やセキュリティ等についてコンパクトにまとめたものはあるのか。
⇒制度としてはそれぞれの法律を満たす必要があるため、1本で旅館全てに対応しているものはない。ガイドラインについては現在作成中である。(くらしの安心推進課)

○亀井局長

- ・今の御質問は、県民目線から見て、事業をやりたい人がクリアしておかなければならないことは何かということ。行政側から見て何法があっとうで…というよりは、事業者の立場で見て、火災報知器だけではなく、こういった面をクリアしたら民泊ができる、というものについて、次回整理してお示したい。

○細井座長

- ・民泊をやりたい人のためにという点に加えて、本当に泊まって安全なのか、きちんと配慮がなされているかということを知りたいという面もある。いろいろな規制があると思うが、次回、分かりやすく説明していただきたい。

II 県民からの規制改革提案に係る各所管課の対応方針案について

[1] 鳥獣捕獲ワナの規制改革

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○石賀委員

- ・狩猟免許は、恐らくいろいろなルールの中で試験を受けて、その資格を取得されるものであると思う。例えば捕まえた後の処理の仕方について、資格を取られる方はきちんとルールを守って行われると思うが、一定の条件のもとで許可の対象者とされた方についてはどのように対応されるのか。
⇒一定の条件というのは、狩猟免許所持者の指示の下で、免許を持っていない方も狩猟行為ができるというもの。捕獲後の処理の仕方という面と、捕獲にあたって事故や怪我等がないようにするという面の両面で、頭に免許所持者がいるということを条件に入れている。免許所持者のきちんとした指導下であれば、いろいろな活用もできるのではないかと考えている。(緑豊かな自然課)

○藤井委員

- ・一般的な話であるが、例えばカラスやハトが増えて駆除したい時、どこへ行って、そのような資格者と接点を持ち、対応すればよいのか。
⇒まず最初に各市町村へ相談していただきたいと思う。この有害駆除というのは、各市町村で発令するものである。基本的に野生の鳥獣は捕獲してはいけないというのが大元であるが、農作物等に被害がある場合には、例外的に市町村で被害駆除という命令を出し、その命令の下で獲ってもよいという制度になっている。各市町村役場へ相談いただければ助言が得られると思う。(緑豊かな自然課)

○藤井委員

- ・カラスなどの処理は自分で行わなければいけないのか。市町村が捕ってはくれないのか。
⇒被害者が捕るのではなく、各市町村が、例えば猟友会等に駆除を委託する形となる。カラスであればよく市町村が猟友会のハンターによる一斉駆除を行っているが、あれがこのような取組の一環である。何か被害があれば、早目に市町村へ相談いただきたい。(緑豊かな自然課)

○八木委員

- ・捕獲とその後の利活用は、セットで考えていかないといけない。捕獲後の加工や処理をするところは限定的に決められていたように思うが、あとはそれをどうさばいて利活用するか。県庁食堂のイノシシ肉カレーライスなども、その流れがあったものだったかと思うが。捕獲の規制改革という面と、その後の料理や加工品などの利活用推進について、現在の動きを聞かせていただきたい。
⇒捕獲前であれば、農林水産省所管の鳥獣保護管理法と有害鳥獣に係る鳥獣被害特別措置法の合わせ技で対応している。捕獲後は食品衛生法が絡んで保健衛生的な話が出てくる。県としてはジビエ利用ということで関係課と一緒に進めているところ。「わかさ 29(にく)工房」等、県内でそういった食肉を生業とされるところも増えてきており、県庁一丸となって政策的に進めていきたいと考えている。(緑豊かな自然課)

○八木委員

- ・こちらも要望があるかもしれないので、次回勉強してきたい。
⇒どのような縛りがあるか再度回答させていただき、その上で、ここはちょっと厳しいのではないかと、というような提案がいただければと思う。(業務効率推進課)

[2] 太陽光発電の売電価格の固定

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○森本委員

- ・太陽光発電をつける際には補助金があったと思うが、これも同様に見直しされているのか。
⇒住宅に太陽光発電を設置する場合、市町村が補助をする場合には、県がその2分の1を出すという補助制度がある。電力会社は10年間の電力買取義務があるが、10年経てば義務はなくなる。そうなったときは、設置している方が自分で電力を買ってくれる先を見つけるか、又は蓄電池を置いて自家消費するか、という選択になる。(環境立県推進課)

○八木委員

- ・この制度については、もうこの回答しかないかと思う。今の買取価格は30何円であるが、当初はもっと高く、私の場合は10年固定で42円だった。一般の住宅用の買取期間は10年だが、産業用の場合は20年であったと思う。結局、その長い期間の負担をどこに求めているのかということと再生可能エネルギー発電促進賦課金であり、当初は1キロワット当たり0.4円くらいであったが今は2.6円となっている。これは国民全員に高い買取価格の負担を求めているということであり、この賦課金はまた上がっていく。平成25年のデータでは168円であったが、今は1,500円くらいと10倍にもなっている。負担がどこに求められているのか、皆さんが知っているのかどうか分からないが、だからこそ、このような要望も出たのではないかと思う。このような理解が皆さんに広まっていないのであれば、何らかの形での周知等も今後お願いしたいと思う。

[3] 道路、河川等の占用・使用許可更新手続きに係る添付書類の省略

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○細井座長

- ・継続検討というのはもう少し検討をして、次回もう一度説明いただけるということか。
⇒年度当初からの見直しということになるかと思うが、基本的には前向きにやらせていただく。検討結果と見直しの時期について改めて報告させていただく。(業務効率推進課)

[4] 自然保護ボランティア制度に係る登録更新方法及び催し物の情報提供方法の見直し
＜事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等＞

○八木委員

・このボランティア制度は自然保護以外にもあるのか。例えば見回りボランティアなど、同じような制度があれば同様の考え方ができるか。

⇒次の項目にも出てくるが、公共施設管理サポーター制度というのがある。その他にもいろいろな巡視員等の制度はある。今は、基本的には電子的に行うのが流れかと思うが、高齢者等、インターネットに不慣れな方もあるので、そういう方には希望も聞きつつ、紙も併用していくのが現実的かと考えている。(業務効率推進課)

○森本委員

・会社では本当にメールが多く、紙が来ることはあまりないが、今回召集いただいた用紙は紙で届いた。役所だから紙でなければいけないものもあるかもしれないが、そういうものもメールにする等、電子化を拡大することを検討いただければと思う。

○細井座長

・メールだと見落としてしまうこともあるが。

⇒メリット・デメリットの両方があると思う。重要度等、いろいろと考え方があろうかと思うが、御提案の件に関しては承った。(業務効率推進課)

○神戸委員

・先ほどメールの見落としの話があったが、今はメールが確認されたらそのことがデータで送られるという仕組みがある。今回の会議も正式文書として印を押したものをわざわざ切手を貼って送ってくださったが、膨大な資料はメールの添付ファイルで来ており、統一してもらえれば切手代や労力も少し浮くのではないかと思う。

⇒メーカーの規模にもよると思うが、鳥取県であればDECOという、県が作ったファイル転送システムがある。これを利用すると、受信されたことが送信者に分かるということがある。いろいろな仕組みを補足的に考えながら進めてまいりたいと思う。(情報政策課)

[4] 公共施設管理サポーター制度について

＜事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等＞

○細井座長

・連絡会というのはどの程度のペースで開催されているのか。

⇒ここ3年は開催していない。毎年定期的に行うものではなく、何か機会があれば開催するという状況。(鳥取県土整備事務所)

○細井座長

・逆に年1回ぐらいは開いて話し合った方がよいのではないか。資質の向上という話もあったが。

⇒そもそも何のための連絡会かというのを考えていかなければいけない。必要があるから廃止しないのであって、当然開かれるものだと思っている。検討いただきたい。(業務効率推進課)

○細井座長

・報告書というのは、例えば具体的にどのような項目があるのか。サポーターが見るところはあらかじめ決まっているのか。

⇒例えば何月何日にどのあたりを見回りして、ごみが落ちていた、道路が窪んでいた、というような簡単な報告をいただくもの。それほど複雑ではなく、負担というほどのものではないと考えている。定員は11名であり、旧鳥取市が2名、旧町村がそれぞれ1名ということで、地区別にサポーターを定めている。どこを見て回るかはサポーターの自由判断に任せており、こちらからは全く指示していない。基本的にボランティアの延長ということで考えていただければよいと思う。(鳥取県土整備事務所)

[5] 委員からの提案について

○細井座長

・以上で県民からの規制改革案に係る対応方針案の協議は終了であるが、本日御出席の委員の中から、何か提案としてお考えの事案等があれば、お出しいただきたい。

○八木委員

・次回にお願いしたいものとして、農林水産関係の補助金の申請手続きに関する要望が1点と、ホームページに関する要望が1点ある。

・補助金は年度末の3月が区切りとなるが、農業関係は作物を作るタイミングもあり、どうしても3月で区切ることができない部分がある。県の補助事業に新規就農者条件整備事業というものがあるが、ブドウの新規就農者として認められたタイミングが冬だったという事例がある。補助金を受けようとする3月までにある一定の条件を完了する必要があり、土壌整備やブドウの棚を作る、苗を植え付けるというようなことも条件だったらしいが、雪が降っているとなかなか進まない、3月までに雪が溶けない、でもやらなきゃいけないということでやっちゃって、一応は完了したものの、やはりその後の生育が良くないということで、4月以降に自費でもう一度整備をしたという事例がある。3月までに整備がスタ

ートして4月以降までかかったとしても、スタートが3月であればその年度の補助事業の対象にしてもらえないか、柔軟な対応ができないかということ。これは鳥取県の単県事業であるが、もう一つ産地パワーアップ事業という国の補助事業の事例もある。アスパラガスの栽培を新規に取り組む農家で、補助事業は4月から始まるが、事業の承認までどうしても1~2ヶ月は要してしまう。その間は圃場整備してはいけないという状況があるが、2ヶ月後に圃場整備しても良いタイミングで定植できない。アスパラガスは春と秋に定植のタイミングがあるが、この方については春に行いたかった。農家であるので年間様々な時期に収穫できるタイミングが欲しい。秋には梨や米の収穫と重なってしまうので、アスパラガスを春に植え付ければ春収穫することができる、そうすると年間の経営サイクルができるということがある。そのためには3月からでも事前着工のようなことができるのかどうか。これも先ほどの1例目の事業と同様に、3月のズレをどう柔軟に対応いただけるのかということ。昔から鳥取のJAでは、4月は梨が忙しいということで会計年度が1月になっており、補助金の会計年度と違うためにいろいろな手続でどうしても若干ズレがある。この辺のところをちょっと融通できないかというのが1点。

- もう一つは、県のホームページに農林水産関係の補助事業を一覧にした農業施策利用ガイドブックというのが掲載されている。全体で100ページぐらいあるものだが、農家の方とJAの営農指導員が現場で話をする時、スマートフォンでこのホームページを見ようとしても小さくて非常に見づらい。できれば、県の職員名簿の検索画面でプルダウン方式で「総務」を選ぶと総務課が出てくるように、「新規就農」というキーワードを入れれば新規就農の補助事業のメニューが出てくる、「担い手」、「6次化」といったキーワードでそれぞれ出てくる、というような仕組みになれば、現場の圃場の中で、それを見ながら話ができる。農家の方はある程度年齢が高いということもあり、現場の方から要望が上がってきている。今回の検討になるかとは思いますが、紹介させていただいた。

⇒年度またぎで困っている事例は、農林関係だけではなく他にもあると思う。最近は複数年の計画で事業に取り組み、その中で途中変更ができるものもあると聞いており、そのような取組の拡大であるとか、単純に次年度に繰り越すやり方ができないかということについて、全庁的に点検をさせていただきたいと思う。また2点目のスマートフォンやタブレットで見やすいようにという点についても、横展開を図らないといけないと思っている。商工労働部では平成28年度にPDFファイルでパソコンで見られなかったものを全てスマートフォン対応に作り替えている。農林水産関係は特に事業数が多いため、プルダウン等の工夫がなければ見つけにくいということもあると思う。全庁的に検討を進めていきたいと思っており、また次回報告させていただきたい。(業務効率推進課)

○藤井委員

- 中部でも震災後、様々な補助金の申請が多かったと思うが、補助金申請のシンプルなやり方というか、どういう形で作文をしていけばいいのかというようなことがもう少し簡単に欲しい。もうダイレクトに県に見ていただく形は取れないのか。時間がすごくかかると思う。
- ⇒次の議題の事務手続の簡素化のところでお話させていただこうと思っているが、基本的に電子申請にして、横に記入例を記載しようということにしている。その中で書き方等の部分についてはクリアできると思う。相談についても県の方で十分受ける体制は整っているの、電話等で問い合わせただければ対応させていただく。(業務効率推進課)

4 報告事項

I 行政手続コスト削減の取りまとめ結果について

○中村課長

- 行政手続きコストの削減については、電子申請、申請書様式や添付書類の簡素化、審査方法の簡素化等に取り組んでおり、中間取りまとめとして報告させていただく。補助金については33.7%、許認可については25.7%、合わせて28.6%の削減効果が見込まれると思っている。これらについては、順次この計画に基づいて作業を進め、30年度当初からはこの効果が得られるものと考えている。我々は目標を30%としているので、引き続き精査をし、またこれらの取組以外の新たな取組に関する気づきがあれば、それらも加えて計画に盛り込んでいきたいと考えている。

○森本委員

- 許認可の削減率が補助金ほど上がっていないのは、書類が多いとかそういうことなのか。
- ⇒もともとある程度簡素化した申請書になっている、添付書類が少ない等ということも関係していると思う。また、やはり許認可として、県民の安心に繋がる部分で確実に審査がしたいということもあり、添付書類はこれ以上削減ができないという状況もある。(業務効率推進課)

○細井座長

- 具体的な削減方法としては、大体が電子化か。
- ⇒電子申請は原則全て取り組むこととしている。今後、国が統一システムを入れる等というものについては見送るが、県がやっているものについては基本的に全て電子申請ができる状態にする。もちろん書面を受け付けないというわけではなく、紙でなければやりにくいという方もあると思われるので、紙での受付も行う。(業務効率推進課)

○森本委員

- 電子申請をして且つ書類が要る場合は、別に郵送するか、電子申請の中にPDFを貼付したりすることになるのか。

⇒そのとおりであり、そのためにも図面等はできる限り削減していくという考え方になる。別郵送というのは、基本的には無しにしたいと思っている。(業務効率推進課)

○森本委員

・県の方もパソコンで確認するだけで、プリントアウトは最低限になるのか。そうすると事務が早く回るのでは。

⇒やはりプリントアウトせざるを得ないものもあるかと思う。文書管理のこともあり、そこは併用だと思っている。決裁については、電子決裁システムというものをに入れており、上司へは全て電子で回っていく。最終的な簿冊としての綴り込みをどうするかというところは多少あるかと思う。(業務効率推進課)

○森本委員

・当行もそういう形で今やろうとしており、同じ方向かと思う。

II 第1回鳥取県規制改革会議の提出案件の検討結果について

<事務局より概要説明後、委員からの意見・質問等>

○神戸委員

・少し質問がずれるかもしれないが、規制改革の話をしていくと、どうしても時間短縮という意味では、やはり電子化ありきという話になってくる。私は仕事をしているのでパソコンを持っているが、主婦世代や退職した世代が、自分のパソコンを持ち歩いているのかどうか。個人でお金を払って教育を受ける人もいるが、そこまではいかないけれど県にいろいろ申請をしたい、意見を申したいという時に、スマートフォンからできるのか、やはりパソコンからやらないといけないのか、ということになると、例えば総合事務所や市役所等に県民が無料で使えるパソコンが置いてあったり、そこでちょっとアドバイスをしてくれる人がいたりするとよいのではないか。私たちがどんなに話し合ったとしても、県民が一丸となって電子化しよう、時間短縮しようという方向に持って行かなければいけない。私たち働く世代であれば、例えば報告書に写真画像を貼り付けることも容易にできるが、年齢が上になると難しい人も出てくる。紙ベースで提出してくださいということではなく、電子化に向かうのであれば教育面でも平等にチャンスを与えることを考えていかなくてはいけないと思う。

○細井座長

・パソコンからタブレットやスマートフォンに入っている世代と、初めからタブレットやスマートフォンしか使っていない世代があり、そういう若い人の中にはパソコンが使えないという人もいるらしい。お互いに皆当たり前だと思っていることが、世代によって違っているかもしれない、そういうところは注意しないといけない。今すぐ何がどうということではないが、ここで皆でいいねと言っていたけれど、実は上の世代も下の世代も分からないという場合が本当にある。大事なことであると思う。

5 その他

(特に意見等なし)

6 閉会あいさつ

○亀井局長

・本日は長時間の議論に感謝申し上げます。一つ一つの議論は小さなことかもしれないが、このようなことの積み重ねが、県民の方の利便性向上、我々県職員の事務手続に係るコスト削減に繋がると思われる。引き続きよろしくお願ひしたい。

・コスト削減については28.6%という数字を報告したが、国は3年間で20%という計画を立てているところ、本県では1年間で30%というかなり野心的な目標を立てて取り組んでいる。この達成のためにも、委員の皆様の実情な御議論が必要かと思っている。

・本日の議論をお聞きして思った点が2点ある。1点は、様々な事例が出てくるが、これをその事例だけに留まらせるのではなく、横展開を図っていくことが大切であろうということ。例えば農林の分野で出てきたことについても、その議論は生活環境部や土木等、他のいろいろな分野で横展開できるものが多々ある。出てきたものを踏まえて、さらにそれを県庁全体に広げていく、そういった視点を持ちたいと思う。もう1点は、県では様々な施策を打っているけれども、我々はそれを上手に県民の皆様にお伝えできてないことを痛感した。出てきた意見に対して、それはやっていますと回答するということは、要はやっていることを県民の皆様にも十分伝えることができているということ。このようなことは十分反省した上で、これからの県行政に活かしていきたいと思う。

7 閉会

○事務局

・次回の会議は11月頃に開催予定。また改めて日程調整をさせていただくので、よろしくお願ひしたい。